**◆◆◆変更届(業務上取扱者)について◆◆◆**

令和３年８月１日

八尾市保健所　保健企画課

* 次の事項について変更が生じた場合、変更内容を明記又は証明する書類を添えて速やかに届出を行うことが必要です。（毒物及び劇物取扱法第22条）
* 提出部数：1部（写しを取って控えを保管してください。）

①　氏名又は住所（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）

②　シアン化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物若しくは劇物のうち取り扱う毒物劇物の品目

③　事業所の名称、所在地

**１．変更届（毒物劇物業務上取扱者）の記載上の留意点**

（１）事業場の種類欄には、電気めっき業の場合は第１号、金属熱処理業の場合は第２号、運送業の場合は第３号、しろあり防除業の場合は第４号と記載すること。

（２）取扱品目欄には、電気めっき業及び金属熱処理業にあっては、取り扱う無機シアン化合物名を記載し、運送業にあっては、毒物及び劇物取締法施行令 別表第２の２３品目のうち取り扱う品目を記入すること。この欄に書き込めない場合は「別紙のとおり」と記入し別紙を添付すること。

（３）変更内容は、変更前後の内容がはっきりわかるようにすること。

（４）変更年月日は、現に変更のあった日を記載すること。

（５）届出年月日は、提出日を記載すること。

（６）住所、氏名並びに事業場の名称及び所在地は、以前に提出した業務上取扱者届出書に記載したとおり記載すること。

ただし、住所又は所在地に住居表示変更があった場合には、新しい住居表示を記載し、その旨を備考欄に明記すること。

**２．添付書類**

　変更事項に対応する添付書類は次のとおり。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更事項 | | 添付書類 |
| ① | 氏名又は住所（法人にあってはその名称又は主たる事務所の所在地） | 法人にあっては、登記事項証明書  個人にあっては、戸籍謄本又は戸籍抄本  （個人は氏名変更時のみ） |
| ② | シアン化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物若しくは劇物のうち取り扱う毒物又は劇物の品目 | なし |
| ③ | 事業場の名称 | なし |
| ④ | 事業場の所在地 | 事業場の平面図  毒物劇物保管場所の概要  運送業者の場合、運搬車両が変更している場合は、その写真 |

別表第２（毒物及び劇物取締法施行令第42条関係）

|  |
| --- |
| ・黄燐  ・四アルキル鉛を含有する製剤  ・無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの  ・弗化水素及びこれを含有する製剤  ・アクリルニトリル  ・アクロレイン  ・アンモニア及びこれを含有する製剤  (アンモニア１０％以下を含有するものを除く)で液体状のもの  ・塩化水素及びこれを含有する製剤  (塩化水素１０％以下を含有するものを除く)で液体状のもの  ・塩素  ・過酸化水素及びこれを含有する製剤  (過酸化水素６％以下を含有するものを除く。)  ・クロルスルホン酸  ・クロルピクリン  ・クロルメチル  ・硅弗化水素酸  ・ジメチル硫酸  ・臭素  ・硝酸及びこれを含有する製剤  (硝酸１０％以下を含有するものを除く)で液体状のもの  ・水酸化カリウム及びこれを含有する製剤  (水酸化カリウム５％以下を含有するものを除く)で液体状のもの  ・水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤  (水酸化ナトリウム５％以下を含有するものを除く)で液体状のもの  ・ニトロベンゼン  ・発煙硫酸  ・ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤  (ホルムアルデヒド１％以下を含有するものを除く)で液体状のもの  ・硫酸及びこれを含有する製剤  (硫酸１０％以下を含有するものを除く)で液体状のもの |